

公益財団法人仁科記念財団評議員会 役員等候補選定小委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第24条第1項および第2項に基づいて評議員会が、評議員および理事、監事（以下「役員等」という）の選任を行うにあたって、それらの候補を選定する小委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(選定小委員会の設置及び任務)

第2条 評議員会は、前条の目的を達成するため、役員等選定小委員会（以下「選定小委員会」という）を設置する。

2 選定小委員会は、本財団の役員等の候補を選定し、評議員会に提出することを任務とする。

(選定小委員会の構成)

第3条 選定小委員会は、評議員会会長を含む評議員5名で構成する。

2 選定小委員会の議長は、評議員会会長とする。

3 選定小委員会の評議員会会長を除く他の委員は、評議員会において選任する。

(選定小委員会の招集および開催)

第4条 選定小委員会は、評議員会会長が役員等の選任を行う評議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

(候補の選定方法)

第5条 選定小委員会の決議は、選定小委員会委員の過半数の出席をもって行う。

2 選定小委員会は、本財団の役員等の候補者をそれぞれ審議し、多数決により役員等の候補者を選定する。

3 前項の選定に当たり、評議員会会長は理事会に対しその候補の提出を依頼できる。

(任期)

第6条 選定小委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選定小委員会の委員は、辞任または任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第7条 選定小委員会の委員は、無報酬とする。

2 選定小委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 18 日より施行する。(平成 24 年 6 月 18 日評議員会議決)